

		分野・領域	項目数	「できている」項目数 外部評価
当ホームの設立運営法人である社会福祉法人迫川会は90年に設立され、翌91年には、当時の町から土地の提供を受けて、「老人のパーソナリティーを最善に伸ばし得る場」として、町民有志の寄付金を土台に、特養ホームいちょうの里を開設し、さらに01年には当ホームを開設している。入居者のパーソナリティー(人としての存在)を大切にするという思想は、法人全体にみなぎっていると思われるし、当ホームの主要な課題も、開設後一段落した今日、「初心に帰って入居者の生活(生存)の質を高める」ことに置いている。この理念をそれぞれの入居者に適した介護計画の作成と、生活への支援の方策の中に、筋を通して現している。		I 運営理念		
		① 運営理念	4	4
		II 生活空間作り		
分野	特記事項(※優先順位の高い要改善点について)	② 家庭的な生活環境づくり	4	4
I 運営理念	要改善点は特になし(現状の維持、そして更なる充実を期待する) 管理者をはじめ、職員は法人の運営理念とこのホームの重点目標を体得している。法人は「この地域の高齢者福祉の中核となるべく活動」することを運営方針に掲げており、他の福祉施設や関係機関に協力と連携を働きかけている。また、当ホームでは独自の重点目標を掲げ、職員はその目標に向かって努力している。	③ 心身の状態に合わせた生活空間づくり	6	6
		III ケアサービス		
II 生活空間作り	要改善点は特になし(現状の維持、そして更なる充実を期待する) それぞれのユニットの食堂(兼居間)は、約85㎡(入居者1人当り約9.5㎡)の広さがあり、この広い共用空間をなじみの茶たんすや書棚、いすなどで区画して、くつろぎやすい空間を演出している。また、こたつ付きの和室やソファなどもあり、入居者は自由にくつろいでいる。居室は洋風が主体で和風が2部屋あり、暫時和風を増大するとしている。	④ ケアマネジメント	7	7
		⑤ 介護の基本の実行	7	7
		⑥ 日常生活行為の支援	8	8
III ケアサービス	要改善点は特になし(現状の維持、そして更なる充実を期待する) それぞれの入居者に適合した介護計画の作成に当っては、入居(予定)者の自宅に赴いて実態調査を行い、情報と欲求(主訴)を的確に把握している。特に現実の生活に拒絶的な反応を訴えた場合にも、その要因を探って、適切な援助方針の策定に努力している。浴室と浴そうは2、3人が入れる広さがあり、気の合った入居者が同時に入浴している。身体拘束(ベッド柵)を必要とする人が一人いるが、医師の診断と家族への同意を取るまでの手続きに基づいて、適切に対処している。	⑦ 生活支援	2	2
		⑧ 医療・健康支援	9	9
		⑨ 地域生活	1	1
IV 運営体制	唯一の改善を要する事項は、苦情相談の受付先として第三者を確保し、明示して欲しいことである。法人全体が協力しあってサービスの向上に努め、法人の研修委員会を中心に職員の技術の向上に取り組んでいる。すべての職員が有資格者であり、音楽療法の習得者が二人いる。社会福祉思想の啓発と相まって、ボランティア友の会、老人クラブ、小中高校生、家族会などの活動が活発であり、協力体制が敷かれている。と同時に介護者教室へ講師を派遣したり、児童生徒の研修や生活体験学習を受け入れて、ホームの機能を地域社会に還元する取り組みも進んでいる。	⑩ 家族との交流支援	1	1
		IV 運営体制		
		⑪ 内部の運営体制	11	11
		⑫ 情報・相談・苦情	1	0
		⑬ ホームと家族との交流	3	3
		⑭ ホームと地域との交流	4	4

## 2. 評価報告書

項目番号	項目	できている	要改善	評価不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
外部	自己					
	<b>I 運営理念</b> 1. 運営理念の明確化					
1	1 ○理念の具体化及び運営理念の共有 管理者は、認知症高齢者グループホーム(以下「グループホーム」という。)に関わる法令の意義を理解しており、これを自らが所属するグループホーム(以下「ホーム」という。)の運営上の方針や目標等に具体化し、介護従業者に日常的に話している。	○			管理者は法人の運営理念を具体的に自分の言葉で言える。あわせて当ホームの重点目標を定めている。これらをホーム内に掲示し、朝のミーティングで復唱している。また、管理者は日々の業務を通じて運営理念や方針を具体的に職員に伝え、話し合っている。	
2	3 ○運営理念の明示 ホームの運営理念を利用案内時の説明文書及びホームの見やすいところに明示し、かつ、入居者及びその家族等に分かりやすく説明している。	○			運営理念を重要事項説明書とともに、ホームに掲示している。それらの表現は分かりやすく、掲示も見やすい。また、入居予定者やその家族には、入所前に事務室の応接ブースで十分に説明している。	
3	4 ○権利・義務の明示 利用者の権利・義務を利用案内時の説明文書及び契約書に分かりやすく示し、かつ、入居者及びその家族等に説明し同意を得ている。	○			契約書に入居者などの権利と義務を、日常語で明示している。また、入居者やその家族などに分かりやすく説明している。当事者が対等の立場で契約書を締結している。	
	2. 運営理念の啓発					
4	5 ○運営理念の啓発 ホームの運営理念や役割が地域に理解されるよう、地域に対する運営理念の啓発・広報に取り組んでいる。(ホームの説明会、ホーム便り等)	○			運営法人が、この地域の社会福祉の中核として、他の福祉施設や関係機関に相互の協力と連携を働きかけている。法人の広報誌を1年に3回あて、グループホームだより「ぎんなん荘」を開設時から毎月1回あてて発行している。ボランティア友の会やこの地区の区長などにも運営理念を説明し、法人のホームページを開設している。	
<b>運営理念 4項目中 計</b>		4	0	0		
	<b>II 生活空間づくり</b> 1. 家庭的な生活空間づくり					
5	6 ○気軽に入れる玄関まわり等の配慮 違和感や威圧感を感じさせず、入居者や家族が入りやすく、近隣の住民も訪ねやすいよう、玄関まわりや建物の周囲に、家庭的な雰囲気づくりの配慮をしている。(玄関まわりに草花を植える、親しみやすい表札をかける等)	○			築館町(現在は栗原市)から土地の提供を受け、運営法人がこの一帯に特養ホームやサービスセンター、当ホームなどの事業所を開設している。当ホームは独立した建物で、玄関には表札(看板)を掲げ、その周りには花や観葉植物を配して、親しみやすい雰囲気を作り出している。	
6	7 ○家庭的な共用空間づくり 共用の生活空間(玄関、廊下、居間、台所、食堂、浴室、トイレ等)が、いずれも家庭的な雰囲気を有しており、調度や設備、物品や装飾も家庭的である。	○			両ユニットともに共用空間としては、食堂(兼居間)の他に、和室がある。それぞれの食堂(兼居間)は85㎡を超す広さがあり(入居者一人当たり約9.5㎡)、一見して広すぎると思われる空間を、なじみやすい家具(茶たんすや書棚、いすなど)を配置して区画し、くつろぎやすい空間を演出している。和室(約9畳間)には、こたつをしつらえている。	

項目番号		項 目	できて いる	要 改善	評 価 不 能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
外部	自己						
7	8	○共用空間における居場所の確保  共用空間の中に、入居者が一人になったり気のあった入居者同士で自由に過ごせるような居場所を確保している。	○			前項に記載の他にも、安楽いすやマッサージ用いすなどを置いて、くつろげる場所を作っている。入居者は思い思いにこれらの場所でくつろいでいる。現在は喫煙者はいないが、必要があれば事務所を喫煙場所に当てることができる。	
8	9	○入居者一人ひとりにあわせた居室の環境づくり  居室には、使い慣れた家具や生活用品、装飾品等が持ち込まれ、安心して過ごせる場所となっている。	○			居室(14.49㎡)は、洋風仕様を中心に2つの部屋を和風仕様に改装している。今後も毎年2部屋を和風仕様に改装したいとしている。ホームの提供備品は、ベッドと洗面台、簡単な飾り棚である。なじみの物を持ち込むように家族に働きかけている。なかには部屋に仏壇を持ち込んでいる人もいるがまだ不十分である。	
<b>家庭的な生活環境づくり 4項目中 計</b>			4	0	0		
<b>2. 心身の状態にあわせた生活空間づくり</b>							
9	11	○身体機能の低下を補う配慮  入居者の身体機能の低下にあわせて、安全かつできるだけ自立した生活を送れるようにするための設備や工夫がある。(すべり止めや要所への手すり等の設置、浴槽・便座・流し台等の使い勝手の工夫、物干し等の高さの調節等)	○			玄関前到手すりを設けた傾斜路を、玄関、廊下、便所、浴室、洗面台の周りには手すりを設け、床材には滑りにくい素材を使用し、浴そうには滑り止めマットを入れている。履物の脱ぎ履きがしやすいように、玄関には椅子を備えている。屋内はすべてバリアフリーで、車いすや歩行器も配備している。	
10	13	○場所間違い等の防止策  職員は、入居者一人ひとりがホーム内の場所が分かるかを把握しており、家庭的な雰囲気をこわさずに、場所の間違いや分からないことでの混乱を防ぐための工夫をこらしている。(トイレや部屋の目印等)	○			それぞれの居室の入口には色と模様の違うのれんを下げ、表札を掲げている。必要な人にはなじみの物で目印を付けている。便所や浴室にも目印を付けている。	
11	14	○音の大きさや光の強さに対する配慮  入居者が落ち着いて暮らせるように、音の大きさや光の強さに配慮している。(テレビ、職員の会話のトーン、照明の強度、まぶしさ、日射し等)	○			照明や日ざしがまぶしかったり、暗かったりしない。テレビの音が大きすぎたり、かけっぱなしになっていない。食事時間帯にはテレビを消し、静かに音楽を流して、会話を大切にしている。職員の会話は日常的に家庭で話す程度の大きさである。昼寝の時間帯には食堂(兼居間)の照明を落としている。	
12	15	○換気・空調の配慮  気になる臭いや空気のだよみがないように、換気を適宜行っている。また、冷暖房の温度調節は、冷やし過ぎや暖め過ぎがないように適切に行っている。	○			換気が行われ、臭気や空気のだよみがない。それぞれの居室や共用空間などの場所に応じて、温度と湿度を管理している。(湿度は55%前後で、風邪の予防にも配慮している)。採暖には床暖房を利用している。	
13	17	○時の見当識への配慮  見やすく、馴染みやすい時計や暦を、目につくところに設置している。	○			適切な大きさの時計と暦を目線の高さに掲げているし、季節が感じられるもの(花や行事飾りなど)を置いたり、飾ったりしている。手作りの大きな字の日めくり暦も掲げている。	
14	18	○活動意欲を触発する物品の用意  入居者の活動意欲を触発する馴染みの物品を用意し、本人の経験や状況に応じて提供している。(ほうき、たらい、裁縫道具、大工道具、園芸用品、趣味の品等)	○			それぞれの入居者の活動意欲を高めるために、なじみの物(掃除用具、裁縫道具、園芸用具、娯楽用具、オルガンなど)を意識的に置いている。音楽療法や五感に働きかけてそれを活性化させる療法を取り入れている。	
<b>心身の状態に合わせた生活空間づくり 6項目中 計</b>			6	0	0		

項目番号		項目	できて いる	要 改善	評価 不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
外部	自己						
		<b>Ⅲ ケアサービス</b> 1. ケアマネジメント					
15	20	○個別具体的な介護計画  アセスメントに基づいて、入居者主体の目標を立て、入居者一人ひとりの特徴を踏まえた具体的な介護計画を作成している。	○			現地での実態調査により、入居者の情報と欲求の把握に努力し、家族の要望や意見を聞いている。それらをもとにそれぞれの入居者に適した具体的な介護計画を作成する努力は着実に前進している。拒絶的な欲求があっても、その要因を探って適切な援助方針を策定する努力をしている。	
16	21	○介護計画の職員間での共有  介護計画を、すべての職員の気づきや意見を取り入れて作っており、すべての職員が計画の内容を知ることができる仕組みを作っている。	○			すべての職員の意見を取り入れて介護計画を作成し、作成した介護計画はみんなで共有するように工夫している。そのためのチェック表も作成している。	
17	22	○介護計画への入居者・家族の意見の反映  介護計画を、入居者や家族とも相談しながら作成している。	○			それぞれの入居者の欲求を引き出しながら、介護計画に反映するように努力している。家族の意見や要望についても同様である。介護計画を家族に提示して、署名と押印により同意を得ている。ホームへの来訪が困難な家族に対しては、郵送により対処している。	
18	23	○介護計画の見直し  介護計画に実施期間を明示して、その期間が終了する際に見直しを行うことはもとより、状態変化に応じた随時の見直しを行っている。	○			介護計画の見直しに当っては、前の計画の評価を記載している。最低3か月に1回は見直し、入居者の状況に変化があった場合には、その度ごとに見直している。	
19	24	○個別の記録  日々の介護や介護計画に反映させるため、入居者一人ひとりの特徴や変化を具体的に記録している。	○			それぞれの入居者ごとにファイルを用意して、日常の暮らしの様子、入居者本人の言葉、排せつ状況、食事と水分の摂取量及び身体的状況などを的確に記録し、すべての職員がわかるようにしている。	
20	25	○確実な申し送り・情報伝達  職員の申し送りや情報伝達を確実にし、重要な点はすべての職員に伝わる仕組みを作っている。	○			申し送りは朝夕に実施している。重要な事項は2、3日間、申し送りを繰り返している。伝達事項が確実に伝わるような仕組み(サイン、不在者への伝達)があり、その仕組みが活かされている。	
21	26	○チームケアのための会議  チームとしてケアを行う上での課題を解決するため、すべての職員で、定期的に(緊急案件がある場合にはその都度)会議を開催し、活発に意見交換を行って合意を図っている。	○			1か月に1回を最低限度に、毎月2ないし3回程度のケア会議(このホームでは勉強会といっている)を開催している。すべての職員を参加の対象とし、簡潔な記録を残している。また、毎朝にはミーティングももっている。	
<b>ケアマネジメント 7項目中 計</b>			7	0	0		

項目番号		項 目	でき ている	要 改善	評 価 不 能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
外部	自己						
		<b>2. ホーム内でのくらしの支援(1)介護の基本の実行</b>					
22 23	27 28	○入居者一人ひとりの尊重と職員の穏やかな態度 職員の言葉かけや態度はゆったりしており、常に入居者一人ひとりの人格を尊重し、誇りやプライバシーを損ねるような言葉かけや対応を行っていない。(入居者一人ひとりの違いの尊重、さりげない介助、プライベートな場所での礼儀、本人の返答能力に応じた質問方法、本人が思っている「現実」を否定しない等)	○			入居者の呼び方は、その人に適したものに統一している。入居者の許しを得た上で居室に入出入りしている。人前であからさまに介護したり、誘導したりしていない。職員の入居者に対する言葉かけや態度やかかわり方が速すぎたり、語調がきつかったりすることはない。スピーチロック(口頭による命令、禁止など)が見られない。	
24	30	○入居者一人ひとりの過去の経験を活かしたケア 入居者一人ひとりの生まれてからこれまでの生活歴、本人にとって大切な経験や出来事を知り、その人らしい暮らしや尊厳を支えるためにそれを活かしている。	○			入居者の生活史や嗜好、習慣を把握し、これらをケアに生かすようにしている。調理をする人、掃除をする人、食事の後片付けをする人、菜園づくりをする人などがおり、様々な役割をいろいろな入居者がこなしている。	
25	32	○入居者のペースの尊重 職員は、職員側の決まりや都合で業務を進めていく態度ではなく、入居者が自由に自分のペースを保ちながら暮らせるように支えている。	○			それぞれの入居者の生活の安定した周期に配慮して、起床、入浴、食事時間、就眠などの日課的な行為を本人なりの速さで行えるように、柔軟に対処している。入居者の動作が緩慢であったり、動作を中断したりしても職員は過剰にせかさずに、本人の状況に合わせて支援している。	
26	33	○入居者の自己決定や希望の表出への支援 職員は、入居者一人ひとりが自分で決めたり希望を表したりすることを大切にし、それらを促す取組を日常的に行っている。(選んでもらう場面を作る、選ぶのを待つ等)	○			日常生活の中で入居者が自由に外出、買い物、食事、趣味活動ができるように、促したり選びやすい場面をつくったりしている。また、入居者が言葉で十分に意思表示ができない場合でも、入居者本人の希望や好みを把握して支援している。入居者の行為には激励と賛辞、感謝の言葉を表している。	
27	35	○一人でできることへの配慮 自立支援を図るために、入居者の「できること、できそうなこと」については、手や口を極力出さずに見守ったり一緒に行うようにしている。(場面づくり、環境づくり等)	○			食事、排せつ、歩行、着替え、家事や楽しみごとなどの生活の場面で、なるべく一人でできるような準備や配慮をし、一人でできることを増やすようにしている。職員がむやみに手を出したり、口をだしたりしていない。	
28	37	○身体拘束のないケアの実践 身体拘束は行わないということをすべての職員が正しく認識しており、身体拘束のないケアを実践している。	○			運営規程や契約書に身体拘束を行わない旨を明記している。職員は身体拘束の弊害を理解し、拘束のないケアの実践を目指している。	
29	38	○鍵をかけない工夫 入居者の自由な暮らしを支え、入居者や家族等に心理的圧迫をもたらさないよう、日中は玄関に鍵をかけなくてもすむような配慮をしている。やむを得ず鍵をかける場合は、その根拠が明白で、その理由を家族に説明している。(外出の察知、外出傾向の把握、近所の理解・協力の促進等)	○			日中は、玄関にかぎをかけていない。玄関の内戸に鈴を付け、音がした場合には必ず状況を確認している。	
<b>介護の基本の実行 7項目中 計</b>			7	0	0		

項目番号		項目	できて いる	要 改善	評価 不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
外部	自己						
		(2)日常生活行為の支援 1) 食事					
30	43	○馴染みの食器の使用  家庭的な食器を使っており、茶碗や湯呑み、箸等は、入居者一人ひとりが使い慣れたものになっている。	○			飯わん、汁わん、湯飲み茶わん、はしなどはなじみの物を用意している。壊れて新調する場合には、入居者本人と一緒に選ぶなどにより、本人にとってなじみやすいものを購入している。	
31	44	○入居者一人ひとりにあわせた調理方法・盛り付けの工夫  入居者一人ひとりの咀嚼・嚥下等の身体機能や便秘・下痢等の健康状態にあわせた調理方法として、おいしいような盛り付けの工夫をしている。	○			職員は、味付の工夫、食べやすく飲み込みやすい調理方法、食欲をそそる盛り付けなどを身につけている。介護食を必要とする人には、普通食の状態を見てもらってから介護食に加工している。体調や好みによってはおかゆやパンを提供し、ひかえなければならない食材も把握している。	
32	45	○個別の栄養摂取状況の把握  入居者一人ひとりの摂取カロリーや水分摂取量、栄養バランスを、一日全体を通じておおよそ把握している。	○			隣接する特養ホームの栄養士の協力を得て、入居者の栄養管理を行っている。摂取カロリー、栄養バランス、水分摂取量を記録している。献立の基本は栄養士が作成するが、「お楽しみ献立」と称してホーム独自の献立を作り、その回数を増やすようにしている。入居者の体重を毎月1回あて(身長は毎年1回あて)測定している。食の細い人には、補助食品を提供している。	
33	47	○食事を楽しむことのできる支援  職員も入居者と同じ食事を一緒に楽しんで食べながら、食べ方の混乱や食べこぼし等に対するサポートをさりげなく行っている。	○			献立には入居者の希望を取り入れ、食材には四季の味を取り入れている。各テーブルで職員が入居者と同じ食事を一緒に摂っている。弁当を持参する職員もごく少数いるが、同席して食事を摂っている。食事は和やかな雰囲気、さりげなくサポートしている。食事の会話を大切に、静かな音楽を流している。	
		2) 排泄					
34 35	48 50	○排泄パターンに応じた個別の排泄支援と排泄時の不安や羞恥心等への配慮  おむつをできる限り使用しないで済むように、入居者一人ひとりの排泄パターンを把握し、トイレでの排泄や排泄の自立に向けた支援を行っており、排泄の誘導・介助や確認、失禁の対応は、不安や羞恥心、プライバシーに配慮して行っている。	○			それぞれの入居者の自立度に応じて、排せつの間隔、量、兆候などの行動様式を把握し、記録している。失禁を防ぐために、排せつ誘導を行なっている。おむつやパッドは使う人の希望に合わせて使い分けている。人前であからさまに尿意や便意の確認をしていない。失禁した場所には手早く周囲に気づかれないように配慮して、便所や居室で処理している。便秘予防として、水分補給や散歩、軽運動を取りいれている。	
		3) 入浴					
36	53	○入居者一人ひとりの希望にあわせた入浴支援  入居者一人ひとりの希望にあわせ、くつろいだ入浴ができるように支援している。(時間帯、長さ、回数等)	○			浴室は毎日の入浴が可能である。入浴時間帯は午後で、入浴予定者のバイタルサインや顔色、食事状況などを点検し、入浴の可否を検討している。浴室は3人程度は楽に入れる広さがあり、気の合った人と入浴している。職員は浴室内での入居者の状態を把握しながら、湯の温度の調節や、体洗い、髪洗いを支援している。入浴を拒む人には温泉旅行などを実施している。	

項目番号		項目	できて いる	要 改善	評価 不能	改善すべき点等の特記事項
外部	自己					
38	57	○プライドを大切にした整容の支援  整容の乱れ、汚れ等に対し、プライドを大切にできさげなくカバーしている。(髭、着衣、履き物、食べこぼし、口の周囲等)	○			入居者の髪形、衣服、履物の乱れや、食べこぼし、口の周囲の汚れを放置せずに、職員がさりげなく対処している。入居者の希望を生かしながら、気温やその場に合わせた整容にも配慮している。
		5) 睡眠・休息				
39	60	○安眠の支援  入居者一人ひとりの睡眠の 패턴を把握し、夜眠れない入居者には、1日の生活リズムづくりを通じた安眠策を取っている。	○			それぞれの入居者の自立度に依じて、睡眠状態を把握している。睡眠薬を処方されている人が二人いるものの、全体的には安易に薬剤に頼らずに、日中は活動などを多く取り入れ、夕方には落ち着いた雰囲気をつくるように努めて、その人本来の生活の周期を保てるように工夫している。
<b>日常生活行為の支援 8項目中 計</b>			8	0	0	
		(3) 生活支援				
40	64	○金銭管理の支援  入居者が自分でお金を持つことの大切さを職員が分かっており、日常の金銭管理を本人が行えるよう、入居者一人ひとりの希望や力量に応じて支援している。	○			お金の額が分かるか、所持金の管理ができるかなどの能力を把握して、その力量に応じて支援している。入居者には小遣いを持たなくなるような規則を作っていない。
		(4) ホーム内生活拡充支援				
41	66	○ホーム内の役割・楽しみごとの支援  ホーム内で入居者一人ひとりが楽しみごとや出番を見い出せるよう、場面づくり等の支援を行っている。(テレビ番組、週刊誌、園芸、食器洗い、掃除、洗濯物たたみ、小動物の世話、新聞取り等)	○			それぞれの入居者の認知症の程度や特技に合わせて、楽しみごとや役割への参加を促している。入居者は調理や食器洗い、洗濯物の干しと畳み、掃除などはもとより、毎日の食材の買い物、花壇菜園づくり、山菜取りなどの屋外作業にも参加しているし、入居者の希望を取り入れた楽しみごとにも参加している。
<b>生活支援 2項目中 計</b>			2	0	0	
		(5) 医療機関の受診等の支援				
42	68	○医療関係者への相談  心身の変化や異常発生時に、気軽に相談できる医療関係者を確保している。(医師、歯科医師、保健師、看護師等)	○			協力医療機関として栗原中央病院を確保し、往診してくれる歯科医療機関として近藤歯科医院と連携している。また、支援施設である特養ホーム「いちょうの里」とは同一法人で、このホームに隣接している。日常的な医療業務に関しては隣接する特養ホームの看護師の支援を受け、栄養管理業務に関しては、同ホームの栄養士の支援を受けている。
43	73	○早期退院に向けた医療機関との連携  入院した場合、早期退院のための話しあいや協力を医療機関と行っている。	○			入居者が病院にかかる場合には、その人のバイタルサイン、摂食状況、排せつ状況などのホームでの状況を家族を通じて病院に提供し、入院した場合には、見舞いなどで本人への支援を継続している。また、退院に向けて家族や医療関係者と話し合い、退院後には家族を通じて病院での状況を把握している。
44	74	○定期健康診断の支援  年に最低1回は、健康診断や医師の指導を受けられるように支援している。開設間もないホームは、健康診断を受けられる準備や体制を整えている。	○			通院している人はその病院で、それ以外の人は他の病院で、それぞれ有料で毎年1回は健康診断を受けている。

項目番号		項目	できて いる	要 改善	評価 不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
外部	自己						
		(6)心身の機能回復に向けた支援					
45	76	○身体機能の維持 認知症の人の身体面の機能低下の特徴(筋力低下、平衡感覚の悪化、嚥下機能の低下等)を理解し、買い物や散歩、調理、楽しむこと等の日常生活の中で自然に維持・向上するように取り組んでいる。	○			すべての職員が認知症の人の心理的特徴を理解している。不穏になる兆候を察知して、読書、歌唱、昔語り、ゲームなどに誘って気分転換をしたり、買物や散歩、家事などの日常生活の中で楽しみながら機能低下の抑止に努めている。	
		(7)入居者同士の交流支援					
46	78	○トラブルへの対応 職員は、入居者同士のけんかやトラブルの原因を把握し、必要な場合にはその解消に努め、当事者や他の入居者に不安や支障を生じさせないようにしている。	○			入居者同士のいさかいの防止に努めているが、時には発生する。そのことを問題としてのみにとらえずに、入居者同士の関係や力を生かす大事な機会として前向きにとらえて対応している。必要な場合には、職員がぶつかり合いを回避させたり、仲を取り持ったりしている。入居者同士が励まし合う姿も見られる。	
		(8)健康管理					
47	80	○口腔内の清潔保持 入居者の力を引き出しながら、口の中の汚れや臭いが生じないように、口腔の清潔を日常的に支援している。(歯磨き・入れ歯の手入れ・うがい等の支援、出血や炎症のチェック等)	○			口腔の手入れの必要性をすべての職員が理解し、毎食後に適切な支援(歯磨き、入れ歯の手入れ、うがいなどの支援。出血や炎症の点検など)を行っている。	
48	83	○服薬の支援 職員は、入居者が使用する薬の目的や副作用、用法や用量を承知しており、入居者一人ひとりが医師の指示どおりに服薬できるよう支援し、症状の変化を確認している。	○			入居者の服薬状況をすべての職員が把握している。分かりやすい服薬早見表を用意して適切に与薬し、薬の内容を知るための勉強の機会も持っている。薬の服用によって入居者に変化があった場合には、家族と医師に連絡している。	
49	85	○緊急時の手当 入居者のけが等の緊急時に、職員は応急手当を行うことができる。(けが、骨折、発作、のど詰まり等)	○			法人全体で、毎年1回は緊急時の対処方法、救急救命法などの学習や訓練を開催しているので、その場に積極的に参加して力量を高めている。夜間には夜勤者と宿直者がイメージトレーニングを行っている。	
50	86	○感染症対策 感染症に対する予防や対応の取り決めがあり、実行している。(インフルエンザ、疥癬、肝炎、MRSA等)	○			感染症の予防、早期発見、早期対応に係るマニュアルを用意して、すべての職員に周知している。季節やこの地域の感染症の発生状況の情報収集に努め、感染症の流行(インフルエンザなど)に適時に対応できるようにしている。入居者をはじめ、すべての職員がインフルエンザの予防接種を受けている。	
<b>医療・健康支援 9項目中 計</b>			9	0	0		

項目番号		項目	できて いる	要 改善	評価 不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
外部	自己						
		<b>3. 入居者の地域での生活の支援</b>					
51	90	○ホームに閉じこもらない生活の支援 入居者が、ホームの中だけで過ごさずに、積極的に近所に出かけて楽しめるような雰囲気を作っている。(買い物、散歩、近隣訪問、集会参加等)	○			買い物、外食、散歩、ちょっとしたドライブ、ドライブを兼ねたふるさと訪問、親戚の法事、文化会館の踊りや民謡の会、互市、保育所や小中学校の行事、隣接する特養ホームの行事などへの参加の機会を積極的に作っている。	
<b>地域生活 1項目中 計</b>			1	0	0		
		<b>4. 入居者と家族との交流支援</b>					
52	94	○家族の訪問支援 家族が気軽に訪問でき、訪問時は居心地よく過ごせるような雰囲気を作っている。(来やすい雰囲気、歓迎、関係再構築の支援、湯茶の自由利用、居室への宿泊のしやすさ等)	○			家族が来訪した時には職員が笑顔で迎え、居心地よく過ごせるようにしている。面会時間を設けていないが、できるだけ早朝や夜間の訪問を避けてもらっている。家族の宿泊も可能である。年に数回はホームの行事やその後片付けに家族も参加していただけるように案内している。	
<b>家族との交流支援 1項目中 計</b>			1	0	0		
		<b>IV 運営体制</b> 1. 事業の統合性					
53	96	○責任者の協働 法人代表者及び管理者は、ケアサービスの質の向上に熱意を持ち、それぞれの権限や責任をふまえて、共に取り組んでいる。	○			法人理事長及び施設長と、このホームの管理者との連携は十分に保たれていて、それぞれの立場でサービスの質の向上に取り組むなどの協力体制がある。	
54	97	○職員の意見の反映 介護従業者の採用、運営方法、入居者の受入れや入居継続の可否については、職員の意見を聞いている。	○			ホーム全体ではケア会議(勉強会)や毎朝のミーティングで情報や意見を交換し、話し合っている。有資格者の採用などに係る意見などのホームの要望は生かされている。	
		<b>2. 職員の確保・育成</b>					
55	101	○入居者の状態に応じた職員の確保 入居者の状態や生活の流れを支援するために、これに即した職員の勤務ローテーションを組んでいる。	○			この1年間に職員の離職や交代があったが、入居者にとってはなじみの職員が継続的に支える体制がある。現在の職員(14人)は、介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉主事、ヘルパー2級などの何らかの資格を有し(内音楽療法の取得者が2人)、全員が常勤勤務者である。夜間にケアが必要な人がいるユニットに、職員がいない時間帯はない。	
56	103	○継続的な研修の受講 職員が、採用時、フォローアップ等それぞれの段階に応じた研修を受講し、その内容をすべての職員に周知している。	○			法人全体で研修委員会を設け、独自のカリキュラムを組んでいる。職員の経験や力量に応じて、行政機関や福祉業界が開催する研修に参加し、その状況をケア会議(勉強会)で報告し、話し合っている。	
57	105	○ストレスの解消策の実施 職員の業務上の悩みやストレスを解消する方策を採り入れている。(外部者と接する機会、職員相互の親睦、悩みの聴取、スーパーバイザーの導入等)	○			管理者等はすべての職員から話を聞く機会を持ち、会話を持つことを大切にしている。法人全体とこのホームの職員の親睦会をそれぞれ毎年開催している他、適宜に親睦の場を持っている。すべての職員に県内での交流や研修に参加する機会が、毎年1回はある。職員は「ストレスは感じるがあっても、溜まることはない」としている。職員の休憩室を確保している。	

項目番号		項目	できて いる	要 改善	評価 不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
外部	自己						
		<b>3. 入居時及び退居時の対応方針</b>					
58	107	○入居者の決定のための検討 グループホームに適した入居対象者であるか、十分に検討している。(介護保険被保険者証、診断書、入居申請に至る経過、生活や対人関係、入居者・家族の希望等)	○			入居者の決定に際しては、その人の家庭に赴いて実態調査を行い、入居希望者とその家族に面接している。入退居検討委員会を設け、現場の職員と十分に話し合って入居者を決めている。	
59	109	○退居の支援 退居は、契約に基づくとともにその決定過程が明確である。また、入居者や家族に十分な説明を行った上で、納得のいく退居先に移れるように支援している。退居事例がない場合は、その体制がある。	○			入退居検討委員会を設け、退去が必要な場合には本人や家族に対して、十分に説明して同意を得、送り先との調整をしている。	
		<b>4. 衛生・安全管理</b>					
60	112	○ホーム内の衛生管理  ホーム内の清潔や衛生を保持している。(食品、布巾、包丁、まな板、冷蔵庫、洗濯機等)	○			入居者の居住場所、調理の場所、水回りなどの清潔保持と衛生管理を適切に行っている。そのためのマニュアルを用意して職員に徹底し、定期的に点検する方策をとっている。職員は、仕事に付く前、1つの作業の終り、外出後、食事前などにはうがいや手洗いを励行している。	
61	114	○注意の必要な物品の保管・管理  薬や洗剤、刃物等の注意の必要な物品については、保管場所、管理方法等を明確に取り決め、かつ、そのとおりに実行している。	○			注意の必要な物品(薬、洗剤、刃物など)の保管管理を適切に行っている。そのためのマニュアルを用意して職員に徹底し、定期的に点検する方策をとっている。	
62 ①	115	○緊急時の対応の周知・訓練  けが、転倒、窒息、意識不明、行方不明、災害等の緊急事態の対応策のマニュアルがあり、すべての職員が内容を熟知し、災害時の訓練を実施している。	○			災害発生時の対応マニュアル(手順、役割分担など)があり、入居者と一緒毎年2回あて避難訓練を実施している。夜間には一人の夜勤者と一人の宿直者の他に、法人全体として一人の宿直者を配置して、万全を期し、夜間を想定した避難訓練も実施している。	
62 ②	116	○事故の報告書と活用  けが、転倒、窒息、意識不明、行方不明等の緊急事態が発生した場合、事故報告をまとめており、サービスの改善につなげている。(再発防止の話しあい、今後活かす意義づけ等)	○			事故に係る報告や記録を整理保存し、職員間でその原因などを分析検討して、再発防止につなげている。インシデント(事故寸前の状況)に係るものも、同様に対処している。	
<b>内部の運営体制 11項目中 計</b>			11	0	0		
		<b>6.相談・苦情への対応</b>					
64	119	○相談・苦情受付の明示  相談や苦情を受け入れるホーム側の窓口及び職員が明確であり、入居者及び家族にその利用の仕方を文書と口頭で繰り返し伝えている。	○			このホームの苦情相談の受付先を、電話番号と担当者の名前を付して重要事項説明書に明示し、家族に伝えて気軽に苦情や相談をいってもらえるように話しているし、ホームには意見投書箱を置いている。しかし、行政機関などの受付先の記載は不十分であり、第三者の受付先も決めていないので、改善を要する。	行政機関などの受付先には課名係名と電話番号を明記して頂きたい。又、当ホームや行政機関とは直接関係のない第三者にも委託し、明示して頂きたい。
<b>情報・相談・苦情 1項目中 計</b>			0	1	0		

項目番号		項目	できて いる	要 改善	評価 不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
外部	自己						
7. ホームと家族との交流							
65	122	○家族の意見や要望を引き出す働きかけ 家族が、気がかりなことや、意見、希望を職員に気軽に伝えたり相談したりできるように、面会時の声かけ、定期的連絡等を積極的に行っている。	○			家族が来訪したときには、必ず入居者の状況(他に金銭出納状況や介護計画なども)を伝え、意見などを聞いている。また、来訪するのが困難な家族に対しては、電話などで入居者の状況を伝え、意見などを聞いている。家族会があり、その活動は積極的である。	
66	123	○家族への日常の様子に関する情報提供 家族に、入居者の暮らしぶりや日常の様子を定期的、具体的に伝えている。「たより」の発行や行事ビデオの上映、写真の送付等)	○			家族が来訪した時には、本人やホームの様子を口頭で伝えるだけでなく、写真アルバムやビデオで見てもらっている。来訪するのが困難な家族に対しては、月に1回程度は手紙や電話などで伝えている。ホームだより「ぎんなん荘」を毎月発行してすべての家族に送付している。その封筒の中には入居者から家族あての手紙も入れるようにしている。	
67	126	○入居者の金銭管理 入居者が金銭の管理ができない場合には、その代替方法を家族と相談の上定めており、家族に定期的にその出納を明らかにしている。	○			金銭管理について、家族と書面で取り決め、月に1回は出納状況を報告し、確認してもらっている。	
ホームと家族との交流 3項目中 計			3	0	0		
8. ホームと地域との交流							
68	127	○市町村との関わり 市町村との連絡を密にとり、家族介護教室等の市町村事業を積極的に受託している。	○			行政機関の担当者とのこのホームの連携がよく保たれている。(今回の評価調査にも行政機関の担当者が参加してくれた)。運営法人では介護者教室の開催を受託しているし、外部の介護者教室には当ホームの職員も派遣している。	
69	130	○地域の人達との交流の促進 地域の人達が、遊びに来たり立ち寄ってくれたりするように取り組んでいる。	○			近隣の方々とあいさつを交わし、入居者の友人たちも立ち寄っている。この地域社会の方々のボランティア友の会があるし、老人クラブの方々による花植えや、学生の方々による窓の掃除やふれあい活動、外出行事の付き添い、小中学校や高等学校の児童生徒のボランティア活動や慰問などを多く受け入れている。	
70	132	○周辺施設等の理解・協力への働きかけ 入居者の生活の安定や拡がりのために、周辺地域の諸施設から協力を得ることができるよう、理解を拡げる働きかけを行っている。(商店、福祉施設、警察、消防、文化教育施設等)	○			近隣の施設(商店、食堂、福祉施設、病院、警察署、消防署、公民館、小中学校、高等学校、工場など)に、ホームへの理解と協力を働きかけている。消防署との間には非常通報装置を設けている。	
71	133	○ホーム機能の地域への還元 ホームの機能を、入居者のケアに配慮しつつ地域に開放している。(認知症の理解や関わり方についての相談対応・教室の開催、家族・ボランティア等の見学・研修の受け入れ等)	○			家族やボランティアなどの見学や研修、学生の研修や生活体験学習、併設特養ホームでの介護教室、他のグループホームとの交換研修などを受け入れている。受け入れの際には、入居者のケアに配慮している。	
ホームと地域との交流 4項目中 計			4	0	0		